

広島県告示第六百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止した事務所	廃止年月日
株式会社松広	広島市中区舟入川口町一七番一〇号	デイサービス舟入	広島市中区舟入川口町一七番一〇号	広島市中区舟入川口町一七番一〇号	平成一九年三月三〇日
医療法人社団仁風会	江田島市江田島町中央四丁目一七番一〇号	デイサービスセンターあすなる	江田島市江田島町江南一丁目二四番一二号	江田島市江田島町江南一丁目二四番一二号	平成一九年三月三十一日
社会福祉法人甲山会	世羅郡世羅町西上原四二六番地二一	高竜園通所介護事業所	世羅郡世羅町西上原四二六番地三	世羅郡世羅町西上原四二六番地三	平成一九年三月三十一日
医療法人社団上野会	尾道市高須町一八六番地の三	上野整形外科通所介護事業所	尾道市高須町一八六番地の三	尾道市高須町一八六番地の三	平成一九年三月三十一日
医療法人永和会	福山市金江町藁江五九〇番地の一	リハ・ケアかなえ	福山市松永町五丁目三〇番二二号	福山市松永町五丁目三〇番二二号	平成一九年三月三十一日